

ナ イ ス シ ヨ ツ ト

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型 2003
目標設定機能付最低保証年金特約 1015 型

いま、大切なこと。
それは「目標」を定めること。



このリーフレットは、商品内容説明のための補助資料です。
ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」
(商品パンフレット兼用) を必ずご覧ください。

🎯 目標設定で、セカンドライフのためにナイスショットを！

豊かな人生をおくるための目標！

それぞれの思いがあるのではないのでしょうか。

人生に目標があるように、セカンドライフを支える資金計画にも

しっかりとした目標を持ちたいものです。

ナイスショットの特徴

契約初期費用をいただきず、
払込保険料の全額を運用し、
資産の安定的な成長を目指します。

目標設定機能により、
運用成果を確定します。

一時払保険料相当額が最低保証されます。

年金受取総額で
最低保証 **100%**

ご注意ください

主に投資信託で運用しますので、
株価の下落等により積立金額は変動します。
また、保険契約中は
手数料をご負担いただきます。

運用成果の確定は、契約日から
5年経過以降となります。

解約を行った場合や選択した運用成果の
受取方法などによっては、
最低保証されない場合があります。

2
ページへ

3
ページへ

4.5
ページへ

この保険の投資リスクと手数料について

〈投資リスク〉

- 変額個人年金保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動（増減）します。特別勘定が投資する投資信託は、国内外の株式・公社債等で運用されており、運用実績が死亡保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により積立金額やお受け取りになる年金総額や解約払戻金額の合計額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属します。
- 変額個人年金保険は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

〈手数料〉

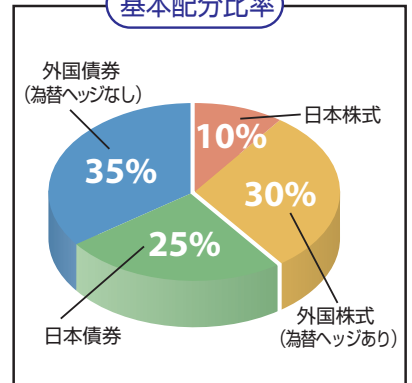
- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、積立金額に対して年率2.55%の割合で積立金額から毎日控除されます。
- 運用関係費用：特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率0.525%（税抜年率0.50%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。
- 解約控除：契約日（増額部分については増額日）からその日を含めて7年未満の解約・一部解約については、解約控除対象額*に、経過年数に応じて所定の解約控除率（7%～1%）を乗じた額が積立金額または一部解約請求金額から控除されます。
*解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- この保険商品にかかる手数料の合計額は、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」の合計額となります。また、特定の契約者には「解約控除」がかかります。

📌 シンプルなバランスファンドによる分散投資で成長を目指します。

特別勘定名：世界アセット03 CM

主な投資対象となる 投資信託名	中央三井VAバランスファンド(株40/100) (適格機関投資家専用)*1
運用会社	中央三井アセットマネジメント株式会社
運用関係費用*2	年率0.525%(税抜年率0.50%)程度の1/365ずつを毎日の 信託財産から控除

基本配分比率



*1 適格機関投資家専用で設定される投資信託です。
 *2 特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

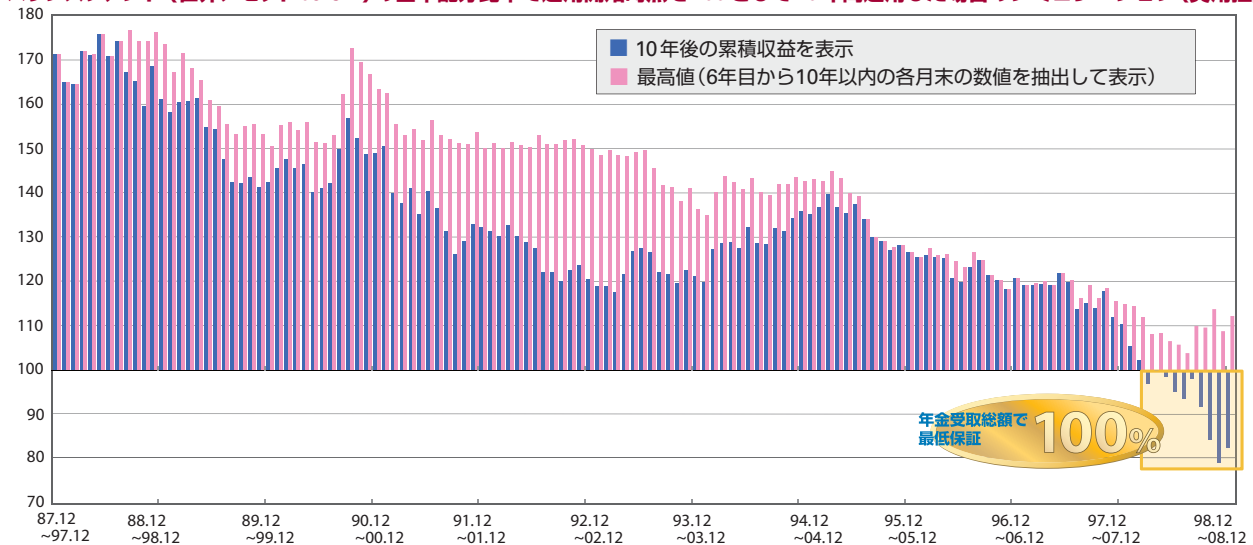
【ご参考1】

バランスファンド(世界アセット03 CM)と資産種類別インデックスの累積収益率のシミュレーション(費用控除前)



【ご参考2】

バランスファンド(世界アセット03 CM)の基本配分比率で運用開始時点を100として10年間運用した場合のシミュレーション(費用控除後)



上記の表をご覧ください。上で、ご注意ください。この資料は過去においてこの特別勘定が各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。これらのシミュレーションでは、運用期間の初日から特別勘定により運用されたものとして計算しています。

■ 使用インデックス

【日本株式】 TOPIX 配当込み指数 【外国株式 (為替ヘッジあり)] MSCI コクサイ指数 (配当なし、現地通貨ベース) と MSCI コクサイ指数 (配当なし、円ヘッジベース) から算出した為替ヘッジコストを、MSCI コクサイ指数 (グロス、現地通貨ベース) から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス 【日本債券】 Nomura-BPI 総合 【外国債券 (為替ヘッジなし)] シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) 【バランスファンド】 前述の資産をそれぞれ、日本株式 (10%)、外国株式 (30%)、日本債券 (25%)、外国債券 (35%) の比率で保有し、毎月末に基本配分比率に戻した前提で各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成。【データ期間】 1987年12月末~2008年12月末 【データ出所】 野村総合研究所、Bloomberg

■ 費用項目の説明

【ご参考1】 保険関係費用および運用関係費用控除前の値をもとに表記しています。

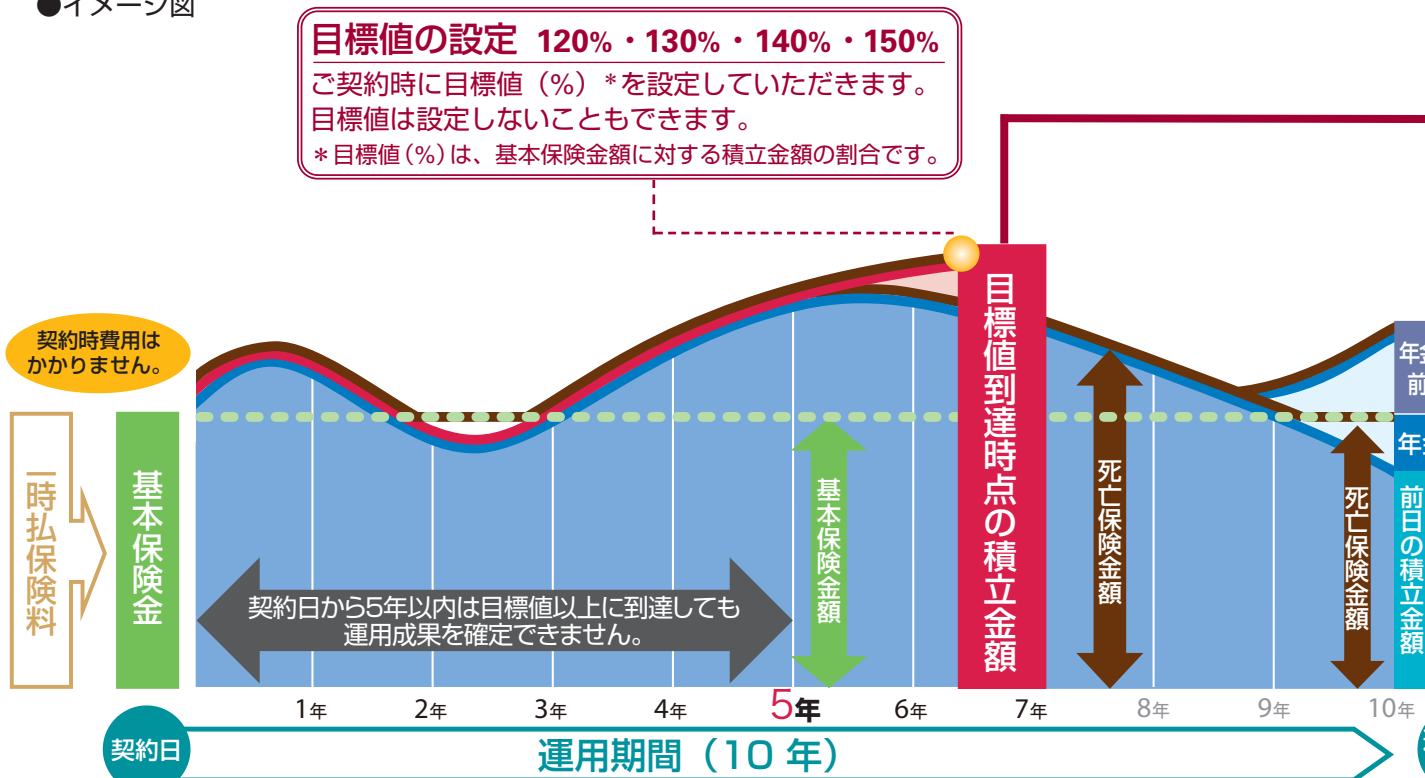
【ご参考2】 保険関係費用および運用関係費用控除後の値をもとに表記しています。

【保険関係費用】 年率2.55% 【運用関係費用】 年率0.525% (税込) 程度

🎯 ナイスショットは運用成果を確定できます。

「ナイスショット」は、あらかじめ目標値を設定することで、お客様を難しい投資判断から解放します。契約日からその日を含めて5年経過以降、積立金額が、設定した目標値以上に到達した時点で、運用成果を自動的に確定するので、運用実績の変動に一喜一憂せず、収益の確保ができます。

●イメージ図



- この保険商品は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は、基本保険金額が一定の場合を想定しており、基本保険金額の増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 一時払保険料相当額は、増額があった場合は増額保険料分増額されます。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が休業日の場合は翌営業日）の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。

■ 死亡保険金は基本保険金額を最低保証

⚠️ 死亡保険金の最低保証はハートフォード生命が行います。

- 特別勘定の運用実績にかかわらず、死亡保険金は基本保険金額が最低保証されます。死亡保険金は被保険者がお亡くなりになった日の、

1. 積立金額 2. 基本保険金額

のうち、いずれか大きい方の金額をお受け取りいただけます。ただし、契約日からその日を含めて8日以内（8日目が休業日の場合は翌営業日まで）に被保険者がお亡くなりになった場合は、基本保険金額となります。

※一般勘定への移行日以後、年金受取開始日前までの期間に被保険者がお亡くなりになった場合には、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

- 運用期間中に不慮の事故等によって被保険者がお亡くなりになった場合は、災害死亡保険金として基本保険金額の20%が死亡保険金に加算されます。

■ 相続年金支払特約

死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）を受け取る場合に、死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当し、一時金での受取にかえて年金形式での受取をするための特約です。この特約によって、契約者自身が次の世代に死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）を年金でのこすことを指定できます。

年金受取開始日の
日の積立金額

年金保証額

年金受取開始日の

運用期間
満了日

① 目標値以上に到達した場合

- 契約日からその日を含めて5年経過以降、運用期間(10年)中に、積立金額が目標値以上に到達した場合、特別勘定による運用を終了して一般勘定に自動移行し、運用成果を確定します。
- この場合、確定後の積立金額を年金原資として、以下のいずれかの受取方法にて運用成果をお受け取りいただけます。

年金受取

一括受取

※年金受取開始の際に運用成果の受取方法を選択することができます。また、年金受取開始日を変更し、据え置くことも可能です。

② 目標値に到達しなかった場合

(1) 積立金額が基本保険金額以上だった場合

運用期間(10年)満了時の積立金額を年金原資として、以下のいずれかの受取方法にて運用成果をお受け取りいただけます。

年金受取

一括受取

※年金受取開始の際に運用成果の受取方法を選択することができます。なお、年金受取開始前であれば、特別勘定での運用を継続し、年金受取開始日を繰り下げることができます。

(2) 積立金額が基本保険金額を下回った場合

「最低保証付確定年金(年金受取期間:15年)」を受け取ることにより、年金受取総額において一時払保険料相当額が最低保証されます。

最低保証付確定年金(年金受取期間:15年)

【ご参考】 バランスファンド(世界アセット03 CM)の過去の参考指数に基づくシミュレーション(費用控除後)

目標値 (基本保険金額に対する積立金額の割合)	120%	130%	140%	150%
目標値到達時の積立金額 (1,000万円で加入した場合)	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
運用期間5年経過後10年以内に 目標値に到達した期間数および割合	111期間/133期間中 (83.5%)	93期間/133期間中 (69.9%)	86期間/133期間中 (64.7%)	60期間/133期間中 (45.1%)
目標値到達までの平均運用年数*	5.9年	5.9年	6.5年	7.6年

*過去の参考指数(1987年12月末～2008年12月末)の月次データに基づき、各月末時点から10年間運用したものと仮定した133期間のうち、各目標値に到達した期間における目標値到達までの平均運用年数




上記の表をご覧ください。上で、ご注意ください。

- 上記の数値等については、過去の参考指数に基づくシミュレーションをもとに算出したものです。
- 将来にわたり「運用期間5年経過以降10年以内に目標値に到達した期間数および割合」や「目標値到達までの平均運用年数」の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。
- このシミュレーションでは、運用期間の初日から特別勘定により運用されたものとして計算しています。

■ 使用インデックス
 【日本株式】TOPIX 配当込み指数【外国株式(為替ヘッジあり)】MSCI コクサイ指数(配当なし、現地通貨ベース)とMSCI コクサイ指数(配当なし、円ヘッジベース)から算出した為替ヘッジコストを、MSCI コクサイ指数(クロス、現地通貨ベース)から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス【日本債券】Nomura-BPI総合【外国債券(為替ヘッジなし)】シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)【バランスファンド】前述の資産をそれぞれ、日本株式(10%)、外国株式(30%)、日本債券(25%)、外国債券(35%)の比率で保有し、毎月末に基本配分比率に戻した前提で各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成。【データ期間】1987年12月末～2008年12月末【データ出所】野村総合研究所、Bloomberg

■ 費用項目の説明：上記の表は保険関係費用および運用関係費用控除後の値をもとに表記しています。
 【保険関係費用】年率2.55%、【運用関係費用】年率0.525%(税込)程度

① 運用成果の受取方法

<p>確定年金</p> <p>確定した年金受取期間中、定額の年金をお受け取りになれます。</p> <p>•年金受取期間は5・10・15・20年の中からご選択ください。</p>	
<p>保証期間付終身年金</p> <p>被保険者がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。</p> <p>•保証期間は5・10・15・20年の中からご選択ください。</p>	
<p>保証期間付夫婦年金</p> <p>ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。</p> <p>•保証期間は5・10・15・20年の中からご選択ください。</p>	

一括受取

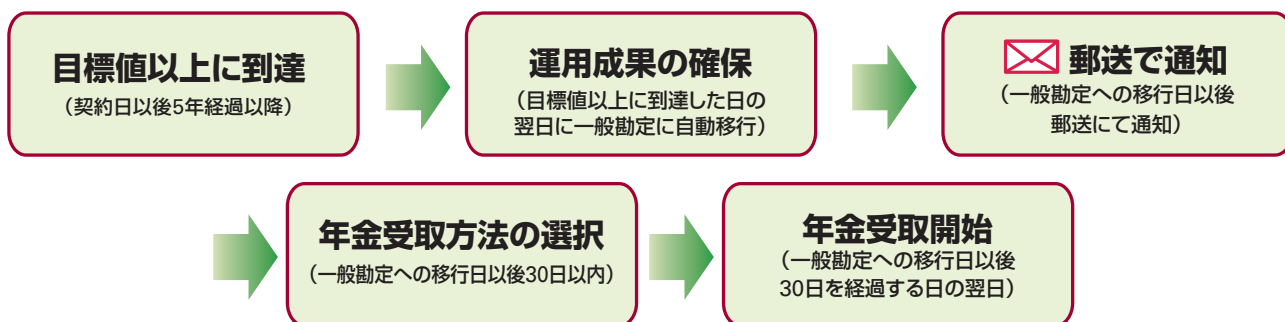
一般勘定への移行日以後、年金の一括受取の請求を受け付けた日から、年金受取期間（または保証期間）が満了する日までの期間の未払年金現価を受け取ることができます。

ご注意



- ※積立金額が目標値以上に到達した場合または運用期間満了時に、上記年金受取方法からご選択できます。
- ※最低保証付確定年金以外の受取方法に変更した場合は、受取総額の最低保証はなくなります。
- ※保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金をご選択いただく場合、年金受取開始年齢（被保険者の年齢で判定）が40歳～90歳の範囲内に限ります。
- ※保証期間中（確定年金では年金受取期間中）、被保険者（保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方）がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金として受け取ることができます。
- ※年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、一般勘定への移行日前日の積立金額をもとに、一般勘定への移行日における基礎率（予定利率・予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

【ご参考】運用成果のお受け取りまでの流れ



① 受取総額保証について

ナイスショットには、「最低保証付確定年金（年金受取期間：15年）」を受け取ることにより、年金受取総額の最低保証があります。受取総額は、一時払保険料相当額が最低保証されます。

受取総額の最低保証はハートフォード生命が行います。

次の場合には一時払保険料相当額の最低保証はありません。



- 運用期間中に全部解約または一部解約を行う場合
- 「最低保証付確定年金（年金受取期間：15年）」以外の年金受取方法へ変更する場合
- 年金を一括受取する場合
- 年金受取期間中における死亡一時金を一括受取する場合

🎵 ご契約のお取り扱い

基本保険金額 (一時払保険料)	200万円～3億円、1円単位。 ※他のハートフォード生命のご契約と通算して5億円まで。	
被保険者の契約年齢	満15歳～満75歳	
年金受取人	被保険者または契約者	
告知項目	職業告知のみ	
保険料払込方法	一時払のみ	
運用期間	10年 ※契約日からその日を含めて8日目(8日目が休業日の場合は翌営業日)の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。 ※被保険者が90歳でむかえる契約応当日の前日までの範囲で延長することもできます。	
目標値の設定	120%～150%(10%単位)の範囲で設定 ※目標値(%)に到達する前であれば設定した目標値(%)を変更することができます。 ※目標値(%)を設定しないこともできます。	
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とお申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます。	
増額	100万円以上、1円単位。 ※契約日からその日を含めて8日目(8日目が休業日の場合は翌営業日)の翌日以後、1年後の契約応当日の前日まで取り扱います。	
付加されている特約	後継年金受取人指定特約	
付加できる特約	相続年金支払特約	
年金受取方法	<目標値以上に到達した場合> 確定年金(10年)	<目標値に到達しなかった場合> 確定年金(15年)
	運用成果は次の受取方法から選択し、受け取ることができます。 ※ただし選択後、特約による年金受取総額の最低保証はなくなります。 ● 確定年金 ● 保証期間付終身年金 ● 保証期間付夫婦年金 ● 一括受取	

🎵 諸費用

運用期間中	保険関係費用	年率2.55%の1/365ずつを毎日の積立金額から控除																
	運用関係費用	年率0.525%(税抜年率0.50%)程度の1/365ずつを毎日の信託財産から控除																
早期解約時	解約控除	ご契約から早期の解約の場合にご負担いただけます。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> <th>2年以上</th> <th>3年以上</th> <th>4年以上</th> <th>5年以上</th> <th>6年以上</th> <th>7年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>7%</td> <td>6%</td> <td>5%</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 払戻金額=解約時積立金額または一部解約請求金額-解約控除額(解約控除対象額×解約控除率) 運用期間中に基本保険金額を増額する場合、増額日からその日を含めて7年未満の解約には解約控除が適用されます。ただし、対象となるのは増額部分のみとなります。 契約日からその日を含めて8日以内(8日目が休業日の場合は翌営業日まで)の解約・一部解約には、解約控除は適用されません。 契約日からその日を含めて5年経過以降7年未満の運用期間中に積立金額が目標値以上に到達して一括受取をした場合、解約控除は適用されません。 	経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%
経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上										
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%										
年金受取開始日以後	年金管理費	受取年金額の1%を年金受取時に責任準備金から控除																

ハートフォードは、200年近くにわたり培った経験を活かします

米国

ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インク

1810年にアメリカのコネティカット州ハートフォードで誕生、約200年の歴史があります。

変額年金市場でトップクラス*の資産残高を維持しています

変額年金資産残高 (2008年12月末現在)

745億米ドル (6兆7,276億円)

※1億米ドル未満切り捨て。
※円換算については、1米ドル90.21円の為替レートで100万米ドル単位まで計算、1億円未満切り捨て。

出所：ハートフォード生命資料 *TIAA-CREFを除く。

日本

ハートフォード生命保険株式会社

変額個人年金保険市場で21.6%のシェアを誇ります

変額個人年金保険業界でのハートフォード生命の市場占有率

シェア No.1!

約21.6%

変額個人年金保険の特別勘定資産残高 3兆4,644億円 (2008年9月末現在)

出所：保険毎日新聞(2008年12月5日発行)

ソルベンシー・マージン比率 (2008年9月末現在)

1,253.2%

※保険会社の健全性を数値で表す際に用いられる指標のひとつで、通常の予測を超えて発生するリスクに対する「支払余力」を示しています。同比率が200%以上であれば、健全性についてのひとつの基準を満たしていることを示しています。

保有契約件数 (2008年9月末現在)

58万2千件

※当社にご加入いただいている個人年金保険・終身保険契約の総数です。

「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」(商品パンフレット兼用) は、ご契約にともなう大切なことから、および特別勘定の投資する投資信託等についてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」(商品パンフレット兼用) をご覧ください。

中央三井信託銀行からのお知らせ

- この保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取引に影響を与えることはありません。
- この保険商品は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

「ナイスショット」はハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型2003・目標設定機能付最低保証年金特約1015型の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、中央三井信託銀行株式会社と募集代理店委託契約を締結し、同社の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」(商品パンフレット兼用) をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

■ **生命保険募集人について** 中央三井信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客様とハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また中央三井信託銀行株式会社は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

■ **生命保険契約者保護機構について** 万一、引受保険会社が経営破綻した場合、将来の年金額・死亡保険金額・払戻金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも将来の年金額・死亡保険金額・払戻金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■ TEL 03 (3286) 2820 ■ ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

[募集代理店]

 中央三井信託銀行株式会社

[引受保険会社]



ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20

汐留ビルディング15階

TEL : 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

<http://www.hartfordlife.co.jp>



このリーフレットは地球環境を考え、大豆油インキを使用しています。

補 09.02S020 CMVL10S01-03-09041